



号外

昭和34年4月1日
第3種郵便物認可

定価 1部2円

発行所

盛岡市内丸10番1号

岩手県庁内

岩手県職員労働組合

No.2437

2017年

11月9日

給与改定は12月
提案見通しも退職
手当課題は越年
へ！継続課題の前
進のため引き続き
県職労に結集を！

2017確定闘争⑧ 最終局面・11.8地公共闘総務部長交渉

特別国会での
給与法提出の
条件あるも…

給与改定12月議会提案の方向へ！

退職手当 今段階で制度改正の提示はしない（越年）

通勤手当 距離区分の新設は有効・課題意識を持ち検討

継続課題山積も11.1県庁座り込み交渉支援が功を奏す

11月8日、岩手県地方公務員共闘会議（議長：佐藤淳一岩教組委員長）は、2017確定闘争の最終局面となる佐藤総務部長と交渉を行った。冒頭、知事あて要請署名（2次分含め978枚・7,070筆）・退職手当引下げ阻止イエローカード（2次分含め5,563枚）を手交し、前進回答を求めた。



知事あて署名（2次分）を手交

【交渉結果】給与改定に関し、「国の給与法改正案が閣議決定され、特別国会に提出されればという条件付きとなるが、条例案を12月定例会に提出したい」との回答を引出した。差額支給時期については、「今後事務的な調整が必要。具体的に示せないが、早く支給できるよう努力」するとし、後刻確認することとした。



前進回答を求める地公共闘交渉団

退職手当は「国の改正法の詳細が不透明。県の改正内容の検討が今後必要である。今の段階では制度改正の提示は行わない」との回答し、12月定例会での提案は回避できたものの、今後の提案の可能性をに

じませたことから、イエローカードの実態を踏まえ、慎重な検討を要請した。

通勤手当に関し「通勤手当の距離区分の新設が有効な手段であり、課題意識を持ち人事委員会と意見交換し、検討」との回答を引出したことから、早期実現を訴えた。専門職員の処遇改善などのその他の課題は11月1日の人事課長交渉と同様の回答であったことから、改めて積極対応を強く求めた。

最後に、佐藤議長が「退職手当を除き、県人勸に係る課題は了とするが、諸手当をはじめ継続課題の改善のため人事委員会と連携し積極対応を強く要請する」と発言し、今期確定交渉を終了した。



回答する佐藤総務部長

1 月例給・一時金の改定

(地公共闘) 先の交渉では国の特別国会での給与法の動向を注視するとしていたが、早期に実施すべき。

(総務部長) 現時点で給与法案の閣議決定は行われていないものの、特別国会の会期は12月まで延長され、給与法の改正が12月上旬までには改正されることが濃厚。給与法改正案が閣議決定され、特別国会に提出されればという条件付きとなるが、条例案を12月議会に提案したいと考えている。

(地公共闘) 切実な要望に応える回答に感謝する。12月議会提案となれば、差額支給はいつ頃か。

(総務部長) 今後事務的な調整が必要であり、現時点で具体的に示すことは出来かねるが、できるだけ早く支給できるよう努力したい (地公共闘: 支給日は事務的に確認させていただきたい)。

2 退職手当

(地公共闘) 国の退職手当法の改正動向が明らかでないとは触れつつも、国準拠の姿勢。生涯賃金削減、人材確保難などの課題があり、問題山積。県として引下げしない判断をすべき。

(総務部長) 現時点で改正法の具体的内容が不透明。国と異なる制度とした場合多額の財源対策についても考慮する必要があることから、国均衡を踏まえ、国に準ずる形で措置。今後状況を踏まえ検討。

(地公共闘) 当方との協議を尽くしていない状況であれば、実施の判断は来年ということか。

(総務部長) 県としての改正内容の検討がさらに必要であると考えている。今の段階では、制度改正の提示は行わないこととした。今後、国の改正法の内容や他県の状況を踏まえ、検討し、判断する。

3 諸手当改善

(地公共闘) ①遠距離通勤者の自己負担解消に当たり、65km以上の距離区分の新設に伴う上限額改定は人事委員会の判断を注視する姿勢だが、その間も負担が継続し、勤務意欲の低下となる。高速道路利用の手当も同様。改善に向けた決意は、②住居手当も沿岸部の家賃高騰の課題は喫緊の問題。見解は。

(総務部長) ①通勤手当の距離区分の新設が有効な手段の1つであることから、他県の状況等を踏まえつつ、今後どのような対応をとることができるか課題意識を持ち、人事委員会と意見交換して検討を進める。②住居手当の改定人事委員会からの勧告を受けて行うことが基本だが、家賃高騰の課題は認識しており、意見について、人事委員会に伝える。

(地公共闘) 諸手当改善はこれまでの重要な継続課題。人事委員会と連携して早期実現を強く求める。

4 専門職種の処遇改善

(地公共闘) 採用数が募集数を下回る状況であり、処遇面での大幅な改善が必要だ。積極的対応を。

(総務部長) 近年、他県において、さらなる専門職員の処遇改善の取り組みが行われている状況があることは認識。引き続き、人材確保と他県との均衡のそれぞれの観点から対応を検討。

(地公共闘) 専門職の確保は職場や県政推進のためにも喫緊の課題。実現に向け積極的に対応を。

5 休暇制度の拡充

(地公共闘) 不妊治療への支援について、国等との均衡を考慮しつつ検討を進めるとしている。見解は。

(総務部長) 現在は病気休暇(3月)の対象としており、国・他県と均衡。もっとも、人事院も不妊治療と仕事の両立支援の民間動向を注視する姿勢であり、国・他県の支援策等との均衡を踏まえ検討。

(地公共闘) 少子化対策は当県の喫緊の課題。政策的要素もあり積極検討を強く求める。

「高齢層職員の処遇改善 (回答: 現給保障対象者に留意し、必要な取り組みを継続)」、「長時間労働は正策 (回答: 職場実態を踏まえた取り組みを進める必要がある)」も交渉し、改善を求めた。